利用申込書・利用継続申込書

（2023年アクート岡山ＧＫスクール）

ふりがな		学年
お名前		小学・中学　　年生 （令和　　年４月１日時点）
ふりがな		
所属チーム又は学校		
携帯電話	－　　－	備考欄
固定電話	－　　－	
メールアドレス等（任意）		

その他指導に関する事項

（1）競技歴

サッカーの経験年数　　年、ＧＫの経験年数　　年、
トレセンへの参加　あり ・ なし　、　サッカー以外のスポーツの経験　　あり ・ なし

お子様の健康状態についてご回答ください。

（2）今までにかかったことのある病気に〇をつけてください。

また、目、耳、鼻は注意病状を記入してください。

1）貧血　2）蓄膿症　3）気管支喘息　4）慢性気管支炎　5）結膜炎　6）腎炎　7）低血圧

8）高血圧　9）心臓障害　10）中耳炎　11）内耳疾患　12）角膜炎(実質･表層)　13）てんかん

目(　　)　耳(　　)　鼻(　　)

（3）体質について該当する事項に〇をつけてください。

1）総体的に健康である　　2）アレルギー体質である

3）風邪をひきやすい　　4）虚弱体質である(疲れやすい)

5）扁桃腺がよく腫れる　　6）腹痛をおこしやすい

7）じんましんがよくでる　　8)頭痛をおこしやすい

以下の条件を満たし、アクート岡山ＧＫスクール利用規約に同意しますので、
アクート岡山ＧＫスクールに利用を申し込みます。

(1) 本スクールの目的及び本規約に賛同し、規約を厳守するものであること。
(2) トレーニングに支障のない健康状態にあること。
(3) 所属チーム等の責任者の承諾を受けていること。
(4) 本スクールでの活動を目的として、スポーツ傷害保険に加入していること。
(5) 親権者その他の法定代理人の同意を得ていること。

令和　　年　　月　　日

保護者氏名（署名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

アクート岡山GKスクール利用規約

（定義）
第１条　本規約は、スクール生及びスクール生であった者並びにスクール生になろうとする者に適用される。
（運営・管理）
第２条　アクート岡山GKスクール（以下、「本スクール」という。）の名称は「アクート岡山GKスクール」とし、アクート岡山合同会社の運営するアクート岡山サッカークラブ（以下、「アクート岡山」という。）が管理及び運営を行う。
２　この規約において「スクール生」とは、本スクールを利用する選手をいう。
（所在及び運営等）
第３条　アクート岡山は、本スクールの運営事務局をアクート岡山と同一の所在地に置く。
２　本スクールの運営に係る事務は、運営事務局及びその他の必要な場所において行う。
３　本スクールの主たる活動場所は、北長瀬を中心とした公共の施設とする。
（目的）
第４条　本スクールは、ジュニア（4種：小学生年代）、ジュニアユース（3種：中学生年代）、ユース（2種：高校生年代）のゴールキーパーに係る一貫指導体制を確立することにより、選手間の相互の競争及び協調等を促すことで、学校及びチームの枠組みを超えた活動の中で、長期的な視野で選手を育成することを目的とする。
（利用資格等）
第５条　次の各号に掲げる条件を全て満たす者であれば、第５条に定める利用手続を行うことで、本スクールを利用できるものとする。ただし、アクート岡山において、その者による利用がふさわしくないと判断したときは、この限りでない。
（1）本スクールの目的及び本規約に賛同し、規約を厳守するものであること。
（2）トレーニングに支障のない健康状態にあること。
（3）所属チーム等の責任者の承諾を受けていること。
（4）本スクールでの活動を目的としてスポーツ傷害保険に加入していること。
（5）親権者その他の法定代理人の同意を得ていること。
（利用手続）
第６条　スクール生は第９条に規定する利用料を支払い、本スクールを利用するものとする。
２　初めて本スクールを利用する者は、次の各号に掲げる事項が記載された利用申込書を本スクールに提出したうえで、本スクールを利用するものとする。ただし、第４号の緊急連絡先に変更があった場合には、年度の途中であっても速やかに当該緊急連絡先を本スクールに申出なければならない。
（1）氏名
（2）学年
（3）所属チーム又は学校の名称
（4）緊急連絡先
（5）その他指導に関する事項
３　翌年度も利用を希望するスクール生は、当該年度の最初の利用日又はその他アクート岡山が適当と認める時期までに、前項に掲げる事項を記載した利用継続申込書を提出するものとする。
（練習日及び時間）
第７条　本スクールの練習日及び時間については、アクート岡山が定めたスケジュールによるものとする。
２　前項のスケジュールは、アクート岡山に係るホームページの練習予定表に示すものとする。
３　悪天候、災害及びその他のやむを得ない事情で、定められた練習日及び時間等を変更又は中止する場合は、前項の練習予定表に掲載するものとする。
（指導内容）
第８条　日本サッカー協会が刊行するサッカー指導教本等を参考に、それらに基づく個別の具体的な練習方法により、アクート岡山のコーチが指導を行うものとする。
２　アクート岡山は、必要と認めた場合は、関係機関に所属する指導者を招き、指導を行うことができる。
（利用料）
第９条　本スクールを利用する者は、練習日当日にアクート岡山GKスクール利用料規約（以下、「利用料規約」という。）に定める利用料を支払うものとする。
２　いったん納入された利用料は返金できないものとする。
３　アクート岡山は利用料規約で定めるところにより、本スクールの利用料を免除することができる。
４　アクート岡山は、利用料の納入について、必要と認められる措置を講じることができる。

（遵守事項）
第10条　スクール生は、秩序及び風紀を守り、フェアプレー精神をモットーとし、ほかの選手とともにサッカーを安全に楽しめるよう努めるものとする。
２　スクール生は、サッカー競技規則等の例により、基本的な用具を身に着け、自身及び他のスクール生に危険を及ぼさない等に努めるものとする。
３　本スクールは、前各項に掲げる事項や本規約に違反する等、利用者としてふさわしくないと認めた者に対し、利用を停止することができる。
（健康管理）
第11条　本スクールに参加する会員の健康状態の関しては、常に保護者が責任をもって管理するものとし、本スクールは一切の責任は負わない。
（免責）
第12条　スクール生は本スクールの活動において、自己の責任において行動するものとし、盗難、傷害及びその他事故についても、本スクール及びコーチに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
２　施設利用に関する諸規定及びスタッフの指示に従い自己の責任において行動するものとし、盗難、傷害及びその他事故が起きた場合であっても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。
３　スクール生が本スクールでの練習時に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、入院及び通院等については保護者が責任を負うものとする。
（閉鎖等）
第13条　災害、社会情勢の変化、その他通常のサッカースクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールを閉鎖することができる。
（個人情報等の取り扱い）
第14条　アクート岡山は、法令を遵守し、本スクールの活動目的以外には個人情報は使用しないものとする。ただし、アクート岡山は、アクート岡山の次年度の入団選手の募集及びセレクション等の案内のために利用することができるものとする。
２　アクート岡山は、スクール生の容貌を含む活動風景を撮影することができ、その撮影した写真及び動画は、アクート岡山のホームページ、YouTube、Facebook、Twitter、Instagram及びTikTok並びにその他の媒体に掲載する方法等により使用することができる。
（規約の改正等）
第15条　アクート岡山は、必要に応じて本規約を随時改正することができる。また、本規約に定めのない事項については、アクート岡山が別に定めることができる。
２　最新の規約については、アクート岡山のホームページに記載する。
（規約の発効）
第16条　本規約は、2023年３月１日から発効する。

アクート岡山GKスクール利用料規約

（定義）
第１条　この規約は、アクート岡山GKスクール利用規約第９条第１項の規定により利用料を定めるものである。
（利用料）
第２条　本スクールの利用料は次の各号に掲げる金額とする。
（1）北長瀬未来ふれあい総合公園多目的広場、大野小学校及び御南中学校等の土のグラウンドで開催する場合　500円
（2）岡山ドーム内及び灘崎町総合公園多目的広場サッカー場等の人工芝グラウンドで開催する場合　1,000円
（3）前各号に掲げる金額はその他の場合に準用する。
（免除）
第３条　以下のスクール生については、利用料を免除する。
（1）初めて本スクールを利用するスクール生
（2）アクート岡山の所属選手及び練習生であるスクール生（アクート岡山サッカークラブ規約第７条に規定する月会費を負担又は同月中に負担する見込みであるスクール生をいう。）
（規約の発効）
第４条　本規約は、2023年３月１日から発効する。